

○伊賀市総合計画審議会条例

平成17年3月14日条例第1号

改正

平成20年3月26日条例第6号

平成21年12月25日条例第37号

平成22年3月30日条例第2号

平成24年3月1日条例第5号

平成25年3月14日条例第12号

平成26年3月28日条例第3号

平成27年3月30日条例第15号

平成28年3月28日条例第1号

令和3年3月15日条例第2号

令和3年10月5日条例第19号

伊賀市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し、必要な事項を調査審議するため、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項の事項に関し自ら調査し、及び審議して市長に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民からの公募による者

(3) 公共的団体等を代表する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、審議事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画振興部総合政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月26日 条例第 6 号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日 条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月30日 条例第 2 号)

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月 1 日 条例第 5 号)

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（伊賀市行財政改革推進委員会条例の廃止）

2 伊賀市行財政改革推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第36号）は、廃止する。

（伊賀市総合計画推進委員会条例の廃止）

3 伊賀市総合計画推進委員会条例（平成19年伊賀市条例第39号）は、廃止する。

（伊賀市自治基本条例推進会議条例の廃止）

4 伊賀市自治基本条例推進会議条例（平成24年伊賀市条例第38号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月28日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月5日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市総合計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事の説明者)

第2条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の原則公開)

第3条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

- (1) 伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に規定する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(議事録)

第4条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の概要
- (5) その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、伊賀市情報公開条例の規定に準じてこれを公開する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は傍聴人受付名簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室すること。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前まで先着順で行うものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

